

## 竹原市民生都市建設委員会

平成28年6月16日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第36号 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案  
(まちづくり推進課)
- 2 議案第40号 平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
(市民課)

#### (その他議案関連報告)

- 1 議案第39号 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第1号)  
(まちづくり推進課)

#### (付託議案)

- 1 議案第37号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案(社会福祉課)

#### (その他議案関連報告)

- 1 議案第39号 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第1号) (健康福祉課)

#### (行政報告)

- 1 国民健康保険の県単位化に向けた取組について (市民課)
- 2 空き家等実態調査結果について (都市整備課)
- 3 都市計画マスタープランにおけるパブリックコメントの実施について (都市整備課)
- 4 平成28年度建設工事執行状況 (都市整備課・下水道課)

#### (その他)

- 1 行政視察について

## 2 所管事務調査について

(平成28年6月16日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席

委員外議員出席者

氏 名
脇 本 茂 紀
北 元 豊
川 本 円
堀 越 賢 二
竹 橋 和 彦
今 田 佳 男

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 部 長	有 本 圭 司
まちづくり推進課長	國 川 昭 治
市 民 課 長	森 重 美 紀
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	井 上 光 由
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司

午前10時01分 開会

委員長（高重洋介君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会致します。

本日、本委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がございますので、それを許可致します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様におかれましては早朝からお忙しい中、委員会を開催頂きましてありがとうございます。先ほど委員長からございましたように、今定例会に提案させて頂いております議案のうち、本日は3議案、議案第36号、議案第37号、議案第40号につきまして説明をさせて頂いた上で審議頂きたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） それでは、これより議事に入ります。

本案の概要について、順次執行部の説明を求めます。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行ってください。

それでは、議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について説明を求めます。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 本日お願いしております議案第36号指定ごみ袋に関する条例の改正案でございます。

課長の方から説明を致しますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） それでは、平成28年第2回竹原市議会定例会提出予定議案につきまして説明をさせていただきます。

今定例会における提出予定議案につきましては、議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を提案するものでございます。

条例改正案につきましては、平成28年第2回竹原市議会定例会提出予定議案37ページのとおりでございますが、改正の内容につきましては、別紙竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてにより説明をさせていただきます。

まず、条例の一部改正の趣旨でございますが、家庭系一般廃棄物について適切な分別と出し方を徹底するとともに、ごみの減量及び資源化を進めることを目的に、ごみの排出段階においてこれらを意識できる仕組みづくりとして指定ごみ袋制度を導入するため、条例案を提出するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第12条に第4項として家庭ごみについて市長が指定し販売する指定ごみ袋に収納して排出しなければならない旨の規定を定め、家庭ごみを排出する際のごみ袋を指定するとともに、第14条の次に第14条の2、指定ごみ袋の価格として指定ごみ袋の販売価格を別表第2の価格の範囲内の規則で定める額とするの旨を規定を定め、別表2において指定ごみ袋の容量及び価格の範囲を定めるものでございます。

この条例案の施行期日は、平成29年1月1日としていますが、附則において施行期日前に販売できるよう規定しております。

次に、指定ごみ袋の販売の流れについて説明をさせていただきます。

指定ごみ袋の販売までの流れは下の表のとおりでございますが、まず左側の竹原市が袋の作成、袋の管理、受注発送及び袋の販売を行うもので、具体には①として市が販売店を募集致しまして、②として販売店と販売委託契約を締結させていただきます。これをもとに致しまして、市は③と致しまして販売店から袋の注文を受け、④として配送業者へ配送の指示をさせていただきます。次に、⑤として配送業者が販売店に袋を配送し、⑥と致しまして販売店は配送業者に受取書を交付し、⑦として配送業者は市へ配送の報告を頂くこととしております。その後、袋の販売に応じまして⑧として販売店から市へ袋の売払収入が納入されまして、⑨として市から販売店に販売委託料を支払うものでございます。

以上が指定ごみ袋の販売の流れでございます。

次に、販売場所につきましては、市内各地域で購入できるよう販売場所を設けることとし、販売店がない地域については、公共施設等での販売を検討してまいります。

今後の予定でございますが、今定例会で議決を頂きましたら12月までの間、市民への周知及び販売店の募集を行いまして、12月の1カ月間を試行期間とし、平成29年1月から制度を実施するものでございます。

竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案につきましては以上でございます。よろしくお願ひ致します。

委員長（高重洋介君） 議案第36号の説明について質疑のある方は順次挙手にてお願ひ

を致します。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 指定ごみ袋の販売の流れよね。販売店募集という中で、ここに例としてスーパー、ドラッグストア、商店と、こうなっている。例えば、これはどこにあるのかわからないけどスーパーとか商店の中にコンビニが入るのかどうかということと、昨年の水道の事故があった時のことですけど、私北部の方はよくわかりませんが、例えば高崎、福田は今のところそうした商店もない、また例えば宿根でいえば、かなり下までおりてくるっていったら遠い。小梨の方とか、そうしたところは公共施設まで来るというたらちょっと大変なんじゃないかと思う。そうすると、今の自治会等々と協議しながら何とか交通手段もないお年寄りもおられるだろうし、そこら辺のところをもう少し高齢者とか障害を持っておられる方に配慮ができるような、寄り添うような供給体制についても御検討を願いたいと思いますが、この点についてどう思われますか。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 販売店につきまして2点質問を頂いております。

まず、コンビニは含まれるのかということでございますけども、コンビニの方も袋を置いて頂くよう取組をしていきたいと考えております。

2点目でございますが、いわゆるお店がない地域の対応でございます。

まずは公共施設の方で販売していきたいと考えているところでございますが、委員御指摘のとおり公共施設まで距離があるというところもありますので、販売についてどうしても消費税の関係もございますので、個人で販売というのは難しいものと考えているところですが、自治会あるいは協同組織、そういう団体の方で可能でありましたら、またそういうことで検討させて頂きたいと思っております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 先般開かれた竹原地区の自治会連合会においても、特にコンビニで買うことができれば非常に便利がいいということ自治会連合会の会長さん何人かはおっしゃっておられましたんで、是非ともそうしたこともお願いしたいと思っております。

また、商店のないところは何とか工夫をして頂いて、自治会等共同購買組織なんかどうかかわらんけれども、そこら辺についてもきめの細かい施策というものを是非とも実施して頂きたいと思っております。これ要望ですから答弁はいいです。

以上です。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 何点かお伺いしたいと思うんですけど、まず竹原の環境の冊子がありました。これは21年から25年まできちっとされていて、この中を見ますと一般廃棄物の処理基本計画目標数値等々が22年3月には、その目標値として885グラムということだと思んですけども、それ以降この資料をもとにして見させて頂いても、いわゆる基本計画にはなかなかほど遠い目標数値だなあというふうに感じるんですけども、果たしてごみ袋の指定が行われることによって、その目標数値に近づけるものなのか、また今回のごみの指定袋というのは減量と資源化ではないかなというふうには感じるんですけども、1人当たりのごみの排出量も多いですし、県内の平均値においても多いです、非常に。リサイクル率も非常に悪いという状況の中で、本市としては行政はごみのことに対して今までどういう手だてをして、またこの今回の指定袋にすることによってどれだけの削減を目標値としてされるのか、まず先にお伺いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、1点目の一般廃棄物処理基本計画の目標値に対する進捗状況ということでございます。

平成22年3月に作成させて頂きました一般廃棄物処理基本計画におきましては、1人当たりのごみの排出量については、平成27年度までに885グラムまで減量することを目標としているところでございます。平成26年度の排出実績につきましては、1人当たり930グラムとなっておりますので、目標を45グラム上回っているところでございます。

また、リサイクル率につきましては、平成36年度までに24%とすることを目標としておりますが、平成26年度では13%となっており、目標値を11%下回っている状況でございます。

これらの中で、今回の減量の効果ということでございますが、指定ごみ袋制度につきましては、これまで説明させて頂きましたとおり適切なごみの分別と出し方、ごみの減量及び資源化を進めるため、いわゆるごみの排出段階においてこれらの意識をできる仕組みとして導入させて頂くものでございます。こちらの減量資源化の導入効果につきましては一定の効果を見込んでいるところでございますが、参考と致しまして制度を導入しておりま



す他市町の事例でございますが、隣の東広島市の方が導入した年では対前年比で約6.4%減していると、また廿日市市では約17.8%の減ということで伺っております。本市につきましても前回の全協でも答弁させて頂いたところですが、まずは5%程度の効果を見込んで取り組んでいきたいと考えております。これによりまして先ほどの基本目標に対する1人当たりのごみの量等も目標値に近づいてくるものと考えているところでございます。

次に、これまでの取組ということでございます。

ごみの減量等の取組につきましては、これまでも様々な場面で説明させて頂きましたとおり、生ごみの電動ごみ処理機あるいは集団回収等取組をさせて頂いているところでございますが、とりわけ広報が重要であると考えておりまして、昨年度から連載として1年間を通じまして、ごみの資源化、減量化の推進ということで広報を特集号を1年間組ませて頂いております。やはり減量化につきましては市民の皆さん一人一人の取組が重要であると考えておりますので、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 今回の資料を見させて頂いて初めて目標値までは相当あるなっていう感じが正直言ってしまったんです。だから、市民感情としたらそこまで竹原市が目標値を定めて取り組んでる姿勢っていうのが、正直なところなかなか見えてこないのではないかなあというふうに感じております。

先ほど言われていた、例えば資源ごみの回収の事業団体ですよね。女性会であったり、自治会だったり、老人クラブだったり、子ども会だったりとなると思うんですけども、以前よりぐっと少なくなってきたっていうものも実態であると思うんですけども、この場合の報奨金の交付っていうのは、いまだに行われているのかどうかっていうことをお聞きしたいと思います。今現存としてある団体と。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 資源ごみ回収事業報奨金でございますが、こちらは要綱に基づきまして団体に対しまして1キログラム当たり4円、また業者に対しましては1キログラム当たり2円ということで奨励金の方を交付させて頂いているところでございます。

27年度の実績でございますけれども、奨励金の金額と致しましては、総額では約180

万円の奨励金の方を交付させて頂いております。済みません、団体数については……。

委員（道法知江君） 団体数。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 済みません、しばらくお待ちください。

約20団体程度だということをお願い致します。

以上です。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 団体数もだんだんだんだん少なくなっているっていう状況があると思います。資源化っていうことに対して、本市としてこれからの目標を定めながら資源化に向かってどのように周知、皆様にお伝えしていくのかっていうことをもう一度お伺いしたいと思うんですけども。

それと、地域によってはごみステーションの場所が適正なのかどうかっていう問題があつて、そのごみステーションを置く場所すらなかなか決まらないという問題もあると思います。これは自治会の方とも御要望等々も今後出てくると思うんですけども、ネットで出していくとカラスもつついて散乱するっていう問題等もあつて、なかなかいい適正な場所っていうことが組み込めない状況もあると思うんです。この辺については、市としてはどのような指導をされていくのかっていうこともお聞きしたいと思います。

それと、全員協議会の時もあったんですけども、カラスが来ないような、嫌うような色、配色というものもごみ袋にはあるみたいなんですけど、そのこともこれから研究して頂かないといけないかなというふうに感じております。

ごみステーションの適正な設置についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） ごみステーションの設置についてでございます。

今回の指定ごみ袋制度の一つの目的と致しましても、ごみステーションの乱雑化防止という目的もございます。このごみステーションの設置につきましては、市におきましても要綱に基づきましてごみの収集の効率化あるいは公平化を確保するため、ごみステーションの新設や改修に対しまして物品の支給をさせて頂いているところでございます。こちらにつきましては先ほどありましたが、ごみステーションでのネットあるいはごみボックス、またごみステーションを設置される場合の原材料支給ということで支給をさせて頂いているところでございます。市の方でも引き続きごみステーションの乱雑化防止に向けて

支援してまいりたいと考えているところがございますが、現在のステーションの数で言いますと、可燃ごみが約780カ所、また不燃ごみが約560カ所ございます。どうしてもいわゆる民有地の方に置く場合とか公有地、道路に置く場合とかいろいろございますけれども、市と致しましては、この乱雑化防止に向けていろいろ支援してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

カラスはいいですか。

委員（道法知江君） カラスも。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 1点、先ほどの集団回収の団体数ですけれども、16団体ということでございます。よろしく申し上げます。

済みません、カラス対策でございますけれども、カラスに対して効果があるとして黄色というのが一般的によく言われているところではございましたが、最近のいろんな検証の中で、カラスの方は色の識別が白と黒というところではございまして、特に黄色がそれだけ効果があるという検証ができてない状況でございます。本市の隣、東広島市さん等が黄色等をしておりますけれども、竹原市と致しましては市外からのごみの混入防止という観点もございまして、色については黄色ではなくて、現在の予定では赤と青ということで予定させて頂いているところでございます。よろしく申し上げます。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 済みません、最後の質問なんですけど、パブリックコメント、説明会等をするということだと思えるんですけども、この中身について少し具体的にどういふ方々がこのパブリックコメントに参加されるのかお伺いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） パブリックコメントの内容でございます。

パブリックコメントにつきましては、4月の後半から1カ月間ホームページ、支所、出張所、市役所等にこの指定袋の考え方を資料としてお示し致しまして1カ月間意見を聴取したところでございます。提出して頂きました意見については、既にホームページ等で公表はさせて頂いているところでございますが、11名の方から19件の意見を頂いております。その意見の主な内容と致しましては、指定ごみ袋を市民が買い求めやすい体制をとって頂きたい、あるいはコンビニ等への不適正なごみ出しが起きないように注意をしてほしい、あるいは高齢者の方からやはり負担が増えるのではという意見もございました。一方で環境美化につながる、あるいはごみ問題は今後さらに深刻化するため、今のうちから自

分たちで解決していかなければいけない等の意見を頂いているところでございます。

以上です。

委員（道法知江君） 市民への周知，説明会は。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 市民への周知，説明会についてでございます。

指定ごみ袋の導入については，市民の皆様にとってごみ出し方法が変わる大きな変化というふうに認識しております。このため制度の導入に当たりましては，市主催による説明会と致しまして，まず市内公民館等で説明会を開催することと致しまして7月広報でお知らせをすることとし，今準備をさせて頂いているところでございますが，そのほかきめ細やかな説明ということで，自治会あるいは住民自治組織，各団体と連携致しまして，出前講座の形で説明会を実施したいと考えているところでございます。

また，広報たけはらへの啓発記事の掲載やホームページあるいはケーブルテレビを活用致しまして制度の周知を図ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 総括質問を行いました，それに関連しますけれども，確認を含めて再度この場で限定して示しておきたい。

私，ごみの減量化，資源化，リサイクルというこの基本原則は，いかに大きなこの分別種類を細分化して，今竹原市の場合は17分類ですけれども，これを細分化して収集する，リサイクルする，資源化するという細分化の取組は決定的だと思うんです。それで，減量審議会に出された資料がありますけれども，先ほど同僚議員からも指摘があったように，平成21年から25年度のこの資料がありますけれども，人口が減る割合に比べても可燃物，不燃物，資源物などの取組が弱いといいますか，人口は5.9%減っているのにそういう可燃ごみは1.13%，減り方が少ないということで，さっき具体的な1人当たりの数値がありましたけれども，そこをやるためにはさっき言った，いかにごみ収集を分別化するかと，その取組をするかという面では相当市民の協力がなくて不可能だと思うんです。ですから，そこに粘り強く取り組まないといけないというんがあって，もとに戻って総括質問では，私はあえて有料の指定袋制度を導入するのではなくて，分別収集，資源細分化をなぜ提起しないのかということに対しては明確な答弁が答えられていないということがちょっと残念なんですけども。

それであると，ここであえて聞きたいのは，この指定袋を導入して排出段階で抑制効果が

あるということは、昨日総括質問でも答えられました。今日も課長の方はそういう排出段階での効果と、市民意識の効果を図るんだということでしょうけれども、私はそれは安易過ぎると思うんです。ですから、何であえて言うかという、東広島市の削減効果も先ほど導入する前と導入した後6.4%が減ってるということを言われました。しかし、私が言いたいのは、この指定ごみ袋制度によって削減効果を高めようと思うたら、袋の単価を限りなく上げれば一番いいんです。こういうふうに理解していいんですか。それをちょっと答えてもらいたいんと、例に言うのと、東広島市はどうしてるかという、今ここに竹原市が提案されているように燃えるごみの40リットル10円だったんです。これを4倍に上げるんです、40円に。これをまだ効果だけを見るのだったら100円、200円、300円、400円にすれば一番効果がありますよね。しかし、様々な問題が起こってくる。生活はどうするのかというんは誰でもわかるから、そこもしないわけであって、私が言いたいのは、こういった袋を一旦そろえて燃えるごみでいえば10円を出したかもしれんけども、東広島市は今度はごみの処理の手数料をこの中に加味しますよと、いろんな理屈があるでしょう。しかし、それを今度は10円から4倍の40円に上げるというのは事実ですから、こんな安易な短絡的といいますか、ひどいやり方で排出段階でもう高くして削減効果があるということは、循環社会の理念から外れている、正直言うたら。だから、あえて僕は聞きます。

あなた方は、総括質問の答弁で削減効果があると、高める効果があるということと言われました。東広島がやっているような4倍にも上げる、それはすぐじゃないかもしれないけど、これを限りなく上げれば効果が上がるというふうに考えているんですか。そこを聞かせてください。

それと2点目は、ごみの分別収集、今は17分類です。これを細分化して市民の協力があるから、これも多いほどいいという、単純にはいかないんですけども、17を20とか21とか増やして、さっき言った3Rの取組をしていくということを粘り強くやるんが、時間がかかっても基本だと思うんです。こういったことを安易にしないで、先ほど言ったごみ袋は、これは私は間違っていると思うけども、その答えの分と。

そして、気になるのはこういうさっき同僚議員等の質問でこれを取り組んで5%の減量効果を期待しているという答弁もありました。この5%の減量効果があったとして、今度新しい施設の関係が近々で出ますから、これは莫大な焼却、百二十数億円のお金を投資しようというんだから、焼却場だけで。全体では二百四、五十億円だけれども。だから、とて

つもないお金がかかってくるわけであるから、確認したいのは5%より私は目標は遅れているし増える傾向にあるんだから、この減量効果を10%、15%、20%ぐらいの目標を思い切って持って、資源化率というのも24%の目標を持ってから13%ですから。だから、その削減効果も20とか30持ったとしても、それは大げさなような感じがする数値に見えるかもしれないけども、目標としてはそういう細かいもんじゃなしに15とか20とか30持って、今度は新しい焼却炉を120億円かかるけども100億円でしましよ、50億円でしましよ。その中の竹原市の分が1割ぐらいの程度としても少なくなくて済むわけですから。あとは維持管理費なんかでもそれは小さい規模の方がいいです。指定袋を導入して5%の削減効果をやったとしたら、新しい焼却炉への炉の規模、全部で今300トン計画しているわけだから。だから、その中の竹原市分というたら1割分ぐらいでしよけども、そういった分なんかを300トンで1割としたら30トンです。だから、30トンが25トンか20トンになるんか、そういったとこの影響の関係を簡潔に教えてもらいたいんと、その関連でもう一個は分別種のことを言うけども、逆行している、市が取り組んでるのは。

今竹原市が17分類を分別しているけども、新しい施設にしたら9分類に簡略化するんです、今は。これは私が間違いならこの計画は違うんだと、撤回しましたと言ってもらいたいんだけども、せっかく17分類で資源化しているものを9分類まで簡素化して、市民がこれまでにやってきた、資源化に取り組んできたんを燃やそうということだから。こんなおかしいことはあり得ません。やってはいけない、絶対に。どんなことを一ついうかと言うたら、牛乳パックなんかも資源化していたのを燃やすんよ、これ。布類、食品トレー……。

委員長（高重洋介君） 松本委員、指定ごみ袋の導入の件なので、端的に質問をお願いします。

委員（松本 進君） いや、これも指定袋に入れるんです、これ投げてもええんなら別なんだけども、これ今燃えるごみと燃えないごみの話だから。これも指定袋に入れんでもええわけ。入れんでもええんなら答弁してくれてもええけど、私はそれを入れるのを前提にしているから。

だから、せっかくこうやって燃えるごみでやっていることを金属や陶器や家電なんかも資源化していたものを燃やすんです、全部。だから、これは今委員長が言われるような、それは指定袋は関係ないですよというなら私も撤回しますよ。私はそうじゃないと思うか

ら、燃えるごみもちゃんと指定袋だと思うから今こうやって言ってるわけであって。だから、こういった17分類を少なくとも9分類にすること自体は逆行してるじゃないかと、これは違うのでしょうか。こんなことはあってはなりません、絶対に、ということについて減量化等の関係を答えてください。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 済みません、たくさん質問頂きまして、1つずつ説明させていただきます。

まず、分別種の細分化による減量化を進めるべきではないかという御意見についてでございますが、委員の御指摘のとおり、確かに全国ではごみの分別種を多く致しまして減量化を進めている自治体は確かにございます。しかしながら、ごみの分別種につきましては、そのごみの処理方法に応じて分別種を決めさせて頂くというものでございます。本市では、ごみの処理方法については現行のとおり変更がございませんので、分別種についても変更せずに指定袋制度の導入によりまして適切なごみの分別と出し方、またごみの減量及び資源化の意識づけが図られる、ごみの減量化につながるものと考えているところでございます。

関連し、新施設でごみの分別種が9分別になるのではということでございますが、こちらにつきましては平成22年3月に一般廃棄物処理基本計画の中で、確かに計画として定めているものでございますが、こちらについてはその当時の処理方式に基づいて計画として定めたものでございますが、現在新施設の処理方式等を検討しておりますので、これにあわせて分別種についても処理方式にあわせた形で見直ししていく必要があるかと考えております。

次に、排出段階での効果があるのかということでございますけども、今回の指定袋の導入につきましては、排出段階からの意識づけということが大きな部分でございまして、例えば他市の例で聞いているところによりますと、排出段階でこの指定ごみ袋の使用を控えたいということで意識がどうしても働く関係もありまして、例えば現在段ボール等を出すのに資源物の収集がどうしても回数が少ないということから、皆さん段ボールを小さく切って燃えるごみで出されているケースや、あるいは新聞等汚れるとすぐそのままごみへくしゃくしゃとして新聞、雑誌を出されているケースが多々あるかと思うんですけども、指定袋を導入させて頂きましたら少しでもそういう部分を減そうということで資源物として出して頂けるというこういう事例もあって、減量化が進むんですよということでお聞き

しているところでございます。

次に、指定袋を導入後いわゆるごみ処理費をオンした有料化へ進むのかという質問でございました。

先ほども説明させて頂いたところでございますけど、今回の指定袋の制度の狙いとしては、適切にごみの分別の出し方、あるいはごみの減量及び資源化の意識を向上させることを目的としているところでございます。このため、本市と致しましては、まずは目的の達成に向けまして制度の円滑な導入を図ってまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願い致します。

また、減量化が進んだ後の新施設の規模についての質問でございます。

こちらについても22年策定の一般廃棄物処理基本計画において日処理300トン規模の新施設をつくるという計画の中で、それに向けて各市町がごみの減量化を努めていきたいと思いますということでも定めたものが、一番初めに説明させて頂きました減量目標でございまして。ということで、まだ本市はその300トン規模の目標値に達成できてないことから、さらに減量化を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私は、第1点目の有料化です、収集の。そこは避けるけども。無料で配るなら別なんよ。しかし、指定ごみ袋の有料化です、率直に言って。10リットル、今あったよね。

さっきわざわざ東広島のを挙げたのは、前はこれ竹原市と同じような思い、趣旨。しかし、新たに今度はごみの処理手数料をこの中に導入する方針だから。だから4倍にもなるわけです、袋が。

私はそれとの関連で気になったのは、昨日総括質問の時に部長が答弁あったんは、これは排出段階での市民の減量化の意識を高めるためだったんだという答弁ですから。だから、逆説的に言えば袋の値段を上げれば上げるほど抑制になるわけです、理屈からいえば。しかし、10円を東広島市は今度40円にしますよと。いつ100円にするんか知らんけども。そういうことを安易にやったとしても本来の循環社会基本形成の理念である3Rのことにはならんと言えよ、現実問題。竹原市がこの間平成何年かの間今あった資料でも一人頭が増えているわけだから、逆に。だから、ここは袋の値段を高くすればいいんかということも限界があるわけ。市民がこういった有料化せえって一言も言うたらへ



んし。

ですから、もう一回確認だけするけども、あなた方が言うのは、排出段階での減量化の効果を高めようと思うたら有料化のこの値段を10円で提案するけども40円、あとはいくらか知らないけども、少なくとも東広島は40円だから。30円、40円、50円上げたら排出抑制して減量効果は高くなるのは間違いないですね、市の考えとして。そこだけ確認しておきたいのと、それからあと減量化やって5%減っても炉には反映しないと、炉の規模に。これはちょっとおかしいと思うんです。だから、10%、15%、20%、リサイクル率なんか24%というてあるわけだから、架空の夢みたいな数値じゃないです。減量化目標をきちっとやって、その位置付けも細分化とかいろんな手間は要るんだけどもやって、燃やすごみをいかに減らしていくか。ゼロ作戦と私も言ったことあるけども、前に鹿児島県志布志市なんかは、人口が我々よりはるかに多いところでも焼却炉を持ってないわけだから。あそこを勉強しなさいって何回も言いよるけども。だから、そこは一つの先進例だから、すぐれた取組で、また今度は埋め立てが要りますけど、そういったのはあるんだけども、少なくともそういった減量化を、3Rの取組を強化して焼却炉を、このコストを下げっていく、300トン、竹原市分が30トンか知らんけども、30トンの分を20トン、15トン要らないというような一つの目標を持って取組ができるんじゃないかということも答弁もraitたいし。

それから3点目の確認としては、17分類を新しい焼却炉では9分類にするんだから。これだったら24時間1500度以上の温度で燃やすんだから、燃やすものが足りないというぐらいだから。ごみの減量化を取り組む必要がない、こんなに大規模につくる前提だったら。だから、いろんな批判が出てくる。300トンもの大きな立派な焼却炉をつくるんだったら、何でこんな減量化、手間が要ることせにゃいけんのんかという人も出てくるわいね。しかし、それは本来の社会循環基本法の取組とは違うから、手間が要っても時間がかかっても3Rの減量化でいかに燃やさないような取組をするかと、そういうことが求められるのに、逆行するようなことがあるじゃないですか。そこをあなた明確に教えてください。検討するではなしに、もう新しい炉を決定しようかという間近な段階へきとる。平成32年にはつくるんだから。建設して稼働するんだから。いかに早く決定して、それが決定してからあと炉を小そうせえというてもつまらへんじゃないですか。だから、今のうちに17分類を9分類というのは間違いでしたよと……。

委員長（高重洋介君） 松本委員，議案に対しての質問をしてください。

委員（松本 進君） というふうに思います。ですから、その取組聞いてください。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、ごみの有料化の質問でございます。

一般的によく新聞等でもごみの有料化という言葉がございますけども、ごみの有料化という部分については、手数料を頂く場合は有料化ということでございまして、本市は袋代を相当頂くということで、まず指定袋ということから進めさせて頂きたいということで説明をさせて頂きたいと思います。

まず、指定袋の導入によりまして何度も説明させて頂いておりますとおり、減量化を進めさせて頂きたいというふうに考えているところでございますが、袋の単価を上げればということでございますけども、廃棄物の処理に関しましては、適正な分別、収集、また処理ということから、総合的に生活環境の保全、あるいは公衆衛生の構造など総合的な観点から効率的な収集処理方法を検討する必要があるかと考えております。その中で本市と致しましては、まずは袋を指定させて頂くことから適切な分別とごみ出し、また減量資源化の方を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

また、先ほど鹿児島県志布志市の例がございましたが、確かに志布志市の方ではリサイクル率が非常に全国でもトップクラスでございます。こちらにつきましては、廃棄物の処理方法として生ごみを堆肥化する施設で処理をしておりますので、その分非常にリサイクル率が高いという形になっておりますけども、焼却施設あるいは最終処分場については広域行政組合等で対応しているところでございますので、先ほども答弁させて頂きましたとおり、最終的な処理方法によりまして分別を決めていくという形で考えておりますので、本市については新施設についても現在処理方式を提案型で決定している段階でございます。この処理方式が決定致しましてから分別種については見直しをさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指定した袋がごみの有料化じゃないようにあなた方は言うけども、私が言っているのは、ごみを収集する、その一環としての市が指定して無料化で0円ならええんよ。しかし、新たな条例で1枚いくらって決定するわけですから。だから、ごみ収集の有料化よね。有料化の手段はいろいろある。だから、そこはごまかしちゃいけないと思う。間違いなくごみの収集の収集だから。集めるものなんかの有料化だから、そこは誤解してはいけない。

それが一つと、あともう一個17分類を9分類に、その後は処理方式が決まってからと言うけども、これが書いてあるのもガス化溶融炉方式よね。1500度、温度はちょっと違うかもわからんが、今800度とかそういうのよりはるかに高い1500度余りだと思ったけど、それを燃やすと。または微粉炭のコークス入れて燃やして、わかりやすう言えば溶鉱炉の鉄をつくるような状態でそこにごみをやるわけでしょう。だから、貴金属とかが溶けるわけだから。だから、いろんな有害物質が私は気になることもあるけども、だから少なくとも今ガス化溶融方式とか、こういう今積み上げられたもんがもうゼロでという意味じゃないでしょ。だから、ガス化溶融でもいろんな方式があるんか知らんけども、私はこのガス化溶融1500度の分で溶かしてやるという方法でやらないと金属なんか溶けんわけだから。だから、金属なんかそういうもんは溶かすのはやめましたよとかというなら別なんよ。あとはいろんな……。

委員長（高重洋介君） 松本委員、議案に対しての質疑してください。お願いします。

委員（松本 進君） わかりやすく言ってください。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、指定袋の考え方でございます。

まず、指定袋でございますけども、現在は市の指定でない、いわゆる透明の袋で皆さんごみ出しを頂いているところでございますけども、市の方で市場調査、市内の販売店等で調査をさせて頂きましたら、現在透明の袋も皆さん9円から13円程度で購入をされているところでございます。今回、市の方では40リットルを10円という単価を設定させて頂いておりますが、現在も透明の袋を購入頂いている同等の価格で指定した袋を購入頂いて出して頂くということを考えておりますので、新たな負担という部分ではなしに、現在負担頂いている袋を市が指定している袋でお出し頂くというふうな考えに立っておりますので、よろしくお願い致します。

また、炉の処理方式でございますけども、たしかガス化溶融炉の優位性という形で当初検討はされておりましたけども、最終的に現在各業者の方から提案頂く中で、炉の方式を限定しますと単価のことも踏まえ効率的な提案にならないということから、現在処理方式も一定にいろんな方式を受けるといって提案を頂いておりますので、処理方式が必ずしもガス化溶融に決定されているということではございませんので、処理方式が決まりました分別種も検討させて頂きたいと思っております。

以上です。

委員長（高重洋介君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今回のごみ袋の指定ということで青と赤ですか、隣の町との色を違えたということは、ある意味その意味としてもあると思うんですけども、どちらにしてもこの減量化をしていくということなんです。それにはこれも5%の効果があるという見込みらしいですけども、ごみは重さでいってますよね。それからすると資源化もそうですけども、生ごみ、紙おむつ、こういったものが今からの時代どうしても賞味期限切れとかも捨てるわけですから、そういったものを少なくしていかないとごみの量は減らないと思うんです。そういう点から生ごみの乾燥機には補助金を出したりしていますけども、堆肥化に向けた取組をしていかないといけないという思いがあるんですけども、このごみ袋の指定のことと含めて、ごみ減量化に向けてはほかの生ごみを堆肥化にするとかっていう機械とか器具もありますよね。そういうこともこの次には考えていくという方向性はあるんでしょうか。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） ごみの減量化についての質問でございます。

先ほど委員からもございましたように、ごみに排出量の全体の中で生ごみが4割ぐらい占めていると言われております。こちらの量を減すというのが減量化の大きなポイントでもございますので、市と致しましては、まずしっかり水を切ってくださいということで現在周知はさせて頂いているところでございますけども、それ以外に無駄になってる食品等もございますので、より無駄のないように、ごみを出す前の排出を抑制してくださいという形で周知をさせて頂いております。

生ごみ処理機等についても今回実施致しましたアンケート調査によりまして、どの程度なら購入されますかという金額等のアンケートもとっておりますので、それらも踏まえまして生ごみ減量化へ向けた検討をさせて頂きたいと思っております。

また、紙おむつの量でございますけども、昨年度市の方で医療施設、福祉施設、また在宅で介護されている方等の紙おむつの実態調査をさせて頂いたところでございます。そうしますと、紙おむつをいろんな推計ではございますけども、生ごみで占めるウエートが非常に今高くなっておりますので、現在出前講座等では紙おむつを出す時は排せつ物を全部流した後出してくださいとか、そういう指導をしておりますので、どうしても現在の少子高齢化の中で紙おむつの量を減すというのはなかなか難しいかと思っておりますので、排せつ物を流すなり、その重量を少しでも減して頂くような形で協力をお願いしますということで啓

発をさせて頂いているところがございます。市と致しましても引き続きこういう形で周知徹底を図ってまいりたいと思いますので。

生ごみの堆肥化ということで生ごみ処理機の方現在補助を出させて頂いているんですけど。

委員（大川弘雄君） 堆肥化。

まちづくり推進課長（國川昭治君） コンポストですか。

委員（大川弘雄君） 乾かして。

まちづくり推進課長（國川昭治君） そうです。生ごみ処理機……。

委員（宮原忠行君） 委員長の許可得てから発言しましよ。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 済みません。生ごみを乾かして堆肥にするという機械でございますけども、現在まだ一般的に高額でございますので、市が補助を出してもなかなか導入が進んでないという部分がございます。今回アンケートでどのくらいの単価なら購入できますかという意見も聞いておりますので、それらを踏まえながら検討させて頂きたいと思います。

終わります。

委員長（高重洋介君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みませんでした。堆肥化の方法としては、ごみ減量としてこの袋もそうですけども堆肥化として乾燥もあるんですけども、畑に置くタイプもあるんですよ。直接腐らせて堆肥化にするというものはあるんで都会では難しいでしょうけども、そういうものも売っております。そういった方面でも研究して頂きたいなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ごみの減量問題については、皆さんのお考えになるお気持ちというのはよくわかるんですけど、いずれにしても今回はごみ袋の件なんで、皆さん一生懸命な気持ちはよくわかるんで、また改めて委員会の開催要求を受けて頂いて、このごみの減量問題について、もっとはっきり言えば今のごみの堆肥化の問題にしても農業問題も含めた総合行政の展開が必要な話なんで、おそらくここで100時間費やしてもそう簡単に出る結論ではないと思いますので、関連という気持ちもわかるんですが、とりあえずは議案の審議を優先して頂いて、それでなおかつ議論の場を求めらるのであれば委員会の開催要求を

して頂いて、整理をして頂きたいと思いますので、よろしくお取り扱いのほどお願いします。

以上です。

委員長（高重洋介君） 先ほど宮原委員の方からもありました。また、この件につきましては毎月行われております委員会の方で取り上げて皆さんの意見を質疑をさせて頂きたいというふうに思います。

それと、委員長から一言、今回は指定ごみ袋の導入であります。ごみの有料化では決してありませんので、市民の皆さんが混乱するような言動は控えて頂きたいと思います。

以上です。

松本委員。

委員（松本 進君） その発言も正確に言ってください。それは今回の私が言うのは、ごみの収集の有料化、それに関わってるんですから、そこを正確に言ってくれないと。

委員長（高重洋介君） 各委員それぞれの見方があるとは思いますが。しかし、現在もごみ袋は買われております。

委員（松本 進君） いいや、そのことを言ってるんじゃないんです。買っているというんじゃないくて、新たに市がごみを捨てる袋として、指定した袋が有料になってますよということを行っているんです、事実関係だけ。

委員長（高重洋介君） 今も有料で買われております。

委員（松本 進君） いや。

委員長（高重洋介君） この件につきましては、次に入りますので……。

委員（宮原忠行君） 委員長、暫時休憩してちょっと2人で整理して下さい。

委員（松本 進君） だから、それ以上言わないけど、そこはおかしいんじゃないかというのは、今買っているから有料化ではないということの理屈にならないと言っているわけ。

委員長（高重洋介君） じゃあ、次へ行かせて頂きます。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 時代の流れよ。だから、竹原は遅いんだろうと思う。私は自治会は基本的にはよその自治会はよくわからないのですが、私は今年の4月まで組長をやりまして、うちの自治会長さんは非常に小まめでいろいろ30名近くおるんです、組長が。そこで余り難しいこと言わずに一遍出発して、その中から減量化も含めて徐々に徐々に移行し

ていかないと、今こうやって議論して何もかにもいっさんきというわけにはいかないと思うんです。

それと、かつて子ども会が瓶とか紙とかいろいろ集めておられて、安芸津も物すごい数を学校の校庭で収集しておられるんですが、これは採算ベースに乗らんということでやめたんですか。これは将来的には減量化に直接関わってくると思うんですが。

それと、今さっき説明があった配送業務です。配送業務については、別個ではなしに今までの業者がやるんでしょう。その点について。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、1点目の集団回収についてでございます。

現在先ほど答弁させていただきましたとおり、16団体の方で実施頂いているところなんですけども、その内容と致しましては委員の御意見のとおり、小中学校のPTAあるいは子ども会の方で実施頂いているところでございます。ただ、どうしても当初よりごみの量が若干減っているということから、実施団体はそう変わらないんですけども、どうしても交付させて頂いている金額が下がってきて190万円程度となっているところがございます。

また、ごみの収集業者につきましては、これまでどおり変更はございません。

以上です。

委員長（高重洋介君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 子ども会は将来大人になっていくわけですから、基本的に大変大事なことだろうと思います、減量化も含めて。理解されますから。だから、自治会などが中心になってやっておられますんで、出前講座にしても何にしてもわかりやすく、どっちにしても奥の方へ行っても年配の方も多し、私らのところもそうですが、できるだけ柔軟に移行して将来的には減量化、資源化ということも重要な課題になると思うんですが、その点についてひとつ努力して頂きたいと思います。

それから、配送業務です。将来有料化になる可能性もあるわけですが、何年に一遍かはこういう業務を見直していかないと、片一方は将来有料化になった、片一方はそのままずっと何十年も随契のような格好ではいけませんので、一つの例として給食配送でも1台150万円も安くなったような経緯もありますんで、そういう時代ですから、これからは。大借金しているんだから、ひとつそういう点も合理的に考えてやってください。

終わります。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） それでは、次に行きます。

議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明します。

補正予算につきましては、議案等補足説明資料で説明をさせていただきます。

資料の1の1ページをごらんください。

今回の補正は、平成30年度からの国民健康保険制度の県単位化の準備のため必要なシステム改修費を歳出の総務管理費、一般管理費に計上するもので、またその財源として制度関係業務準備事業費補助金を歳入の国庫支出金、国庫補助金に計上し、歳入歳出予算にそれぞれ140万4,000円を追加するものであります。

資料の1の2ページをごらんください。

歳出をごらんください。

歳出のシステム整備委託料につきましては、平成30年度からの新制度の円滑な実施運営に向け、広島県に国保事業費納付金及び標準保険料率の試算を行うのに必要なデータを提供するため、国保システムの改修費用140万4,000円を増額補正するものです。新制度に向けた広島県の取組については後ほど御報告させていただきます。

次に、歳入の制度関係業務準備事業費補助金につきましては、140万4,000円増額補正し、システム改修の財源として100%充当するものです。平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明は以上です。

委員長（高重洋介君） 議案第40号の説明について質疑のある方は挙手にてお願いを致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 今説明を受けて、一つはこのシステム改修の分の補正予算が今国保で進められている広域化というか県単位での運営ということで、その分に係るんだというふうにとめたんですが、その際聞いておきたいのは、その関連というんか、そこに移行するわけですから、端的に言えば例えば各市単位がやっていたのが今度は県単位にまと



めた場合はいろんな事務費が省略して、要するに保険料が安くなるという担保はできるんかどうかという確認と、それとは逆行のことが今言われているから、逆に今度いろんな各市で保険料は違うんだけど、一般財源を充当できるところはしているところもあるし、しかしそれが今度はできにくくなる仕組みになりますから、保険料が高くなるということが言われているんです。ですから、かえってそうなったらますます厳しくなると、苦しくなるということがあるので、こういうシステムに移行というのは、保険事務のシステムの改修して整備して、端的に言えば事務費が安くなって保険料の負担も安くなるから保険料も安くできますよという担保があるんかどうかを確認しておきたいというふうに思います。

委員長（高重洋介君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 保険料については、後ほど説明させて頂きたいと思うんですが、現在県と市町の協議でワーキンググループの方で協議をさせて頂いております。詳細につきましては、まだ何も具体的なものが決まっておきませんので示すことはできないんですけれども、昨年の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部改正法が成立しまして、国民健康保険制度への財政支援が拡充されましたので、基本的には保険料の抑制効果があると言われております。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 関連ですけど、今国の方も広域化というんで、去年から1,700億円なり、ほかにもありますけども財政支援を行ってきたと。しかし、先日これを来年度から抑制をとめるんじゃないか、財政支援1,700億円とかしてきたのを縮減するんじゃないかということで、市長会などからいろいろ意見が上がっているように聞くんです。それは何でかと言うたら、広域化の前提で、広域化は私はいいいとは言っていないんだけど、少なくともさっき言ったような事務の軽減で保険料が安くなるというんならいいんだけど、市長会や地方団体なんかではそういった期待があって、広域化を前提にして財政支援も国がやってきた。しかし、それを来年度からとめるんじゃないかとか、幅を縮減するんじゃないかとか、支援措置を。ということでまた意見が上がっているんです。ですから、そういう面では逆に今度とはとめられて広域化したけども財政支援を打ち切るよと、縮減するよということになればますます保険料が高くなりますよね。一般財源も充当できなくなるんじゃないかと、県になった場合。後期高齢者医療と一緒にです。ですから、そういう仕組みはちょっとどうかと私は思うんですけど、どうでしょうか。そこでやめますけ

ど。

委員長（高重洋介君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 現在平成30年からの国保の県単位化に向けて準備を進めているところであり、全国市長会としても1,700億円の追加公費投入を確実に実施するよう要望を上げているところでもあります。今後動向については注視をしてみたいと考えております。

委員長（高重洋介君） いいですか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（高重洋介君） ほかにございませんか。

官原委員。

委員（宮原忠行君） 国保の広域化については、私が税務課の収納係長のころからもう既にいろいろ問題になっていて、端的に言うと、例えば一番熱心に広域化を主張したのは奈良県です。市町村単位では国保を運営することができないと、そうした中で県という事業主体、保険主体を県にかえて、ある意味財政負担が耐えられるところと耐えられない町や村というんか、これをならしていくというんが。そうした中でならしていくんだから、竹原市の場合が全体としては、私はどこまで上がるかは別にしても上がる可能性が高いと思う。そうした場合に市長会の方がどういうふうなあれだったか、今は正確に覚えてないんですけど。ですから、極力そこをならすにおいてもそれぞれの市町村へというか、その国保のある程度実態、もっと言えば竹原市は国民健康保険全体でいっても県内水準とか全国平均でいってもちょっと低いんだらうと思う。それをならした時に上がっていくとするならばという話ですよ。そうしたことに対してある意味有利な状況というかにある市や町と、保険料収入が少ないところとの温度差というかがあると思う。

そこで、それぞれの市や町や村の独自にいろいろな形での、例えば市長会とか町村会長とかいろんな取組をしてきていると思いますが、そこら辺の取組について竹原市長としてどのように取り組んできたんか、今までの経緯を御説明願いたいと思います。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 国保の運営に関わりまして、今委員の方からこれまでの歴史等を御説明頂きました。そういう状況の中で、市と致しましては国の方への要望、これを中心はずっとこの間財政支援ということを通じまして国の方へ全国へ上げまして、そしてまた全国市長会の方から省庁へ要望活動ということを繰り返してきている状況

がございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） いずれにしても国民健康保険、医療も含んだ社会保障を国においても財源との絡みではっきり言うて知事会からすれば、広域化に伴って県の負担が増えないような財政支援をお願いしますよと。そして、おそらく全国市長会とか町村会でいえば国保財政が成り立たないところなどは大幅な料金負担というか、保険税の負担が増えないような財政支援をお願いしたいと、なかなか県知事会とあるいは全国市長会、町村会、要求するところの足並みというのはそろえがたいところがあるんで、いずれにしてもそうした国保財政に対して、これからもし閉会中審査等もあれば、全国市長会等へ対してこういう働きをしておりますよということについても、あるいは広報でもいいです。こういう働きかけをしてきましたよということも具体的にこれから何度も言うようなけれども、あらゆる局面において市民の収入が減る中で負担を求めていくことになっていくわけで、そこら辺の市民の理解というか行政が、あるいは政治が結論を出すに至ったプロセスがより具体的に感じてもらえるような取組をお願いをしておきたいと思います。これは副市長に答弁もらおうか。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今委員の方からいろいろと御提言頂いた部分につきましては、我々としましても市長会あるいは県を通じて、都道府県の方の議会を通じて財源の確保という部分については引き続き要望していきたいというふうに考えております。そもそも国保の部分につきましては、今国保の部分がなかなか成立しないという部分の中で、リスク分散を行いながら財政的な運営を適正に行っていこうという取組をされている中でございますので、その制度の趣旨が損なわれないように我々としても意見を申し上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、その他の議案関連に移ります。

議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） それでは、まちづくり推進課の補正予算について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、再生可能エネルギー等導入事業及び家庭ごみの指定ごみ袋制度導入事業に関わる歳入歳出の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算の状況につきましては、それぞれ資料2の1、2の2ページのとおりでございますが、まず歳入でございます。

2の1ページをお願い致します。

歳入と致しましては、県支出金、環境衛生費補助金と致しまして4,892万1,000円、諸収入、雑入と致しまして840万2,000円の増額補正を行うとともに、2の2をお願い致します。

歳出と致しまして、衛生費、保健衛生費、環境衛生費5,463万6,000円、また清掃費、塵芥処理費2,469万1,000円の増額補正を行うものでございます。

補正の内容につきましては、一般会計に関わる補正予算について説明をさせていただきます。

なお、説明は先に歳出から説明をさせていただきます、次に歳入の説明をさせていただきます。

それでは、2の4ページをお願い致します。

まず、1点目の再生可能エネルギー等導入事業につきましては、グリーンニューディール基金を活用致しまして、災害に強い防災拠点施設を確保するとともに再生エネルギーの普及啓発を図るため、竹原市体育館に太陽光発電システム及び蓄電池を設置するとともに、照明設備を水銀灯からLED照明に改修するために必要な経費を増額補正するものでございます。

竹原市体育館は、芝生広場や多目的グラウンド、大型駐車場などを備える総合公園、バンブー・ジョイ・ハイランド内にあり、大規模災害時の中心的避難所であるとともに、年間利用者数が多く、平常時においても再生可能エネルギーを有効活用でき、啓発効果も高いためこの施設に整備するものでございます。

なお、補正額につきましては、設計委託料として118万8,000円、工事請負費として5,344万8,000円、合計5,463万6,000円を増額補正するものでございます。

また、財源につきましては、広島県のグリーンニューディール基金を活用するもので、

太陽光発電システム及び蓄電池の設置については10分の10、LED照明への改修につきましては、水銀灯の撤去費を除き3分の2を充当し、県補助金4,892万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、指定ごみ袋制度導入事業につきましては、先ほど竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてで説明をさせて頂きましたが、これに係る経費と致しまして指定袋の作成、配送及び販売委託料と致しまして2,445万2,000円、袋を保管する施設の使用料と致しまして23万9,000円、合計2,445万2,000円を増額補正するものでございます。

また、財源については、雑入として袋の売払収入840万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入の説明を致します。

資料の2の3ページをお願い致します。

歳入につきましては、1点目の再生可能エネルギー等導入推進補助金及び2点目の指定ごみ袋売払収入についてでございますが、先ほど歳入の説明の際に説明させて頂きましたとおり、事業の実施に伴いましてそれぞれ4,892万1,000円、840万2,000円の増額補正を行うものでございます。

以上です。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明、議案第39号について質疑のある方は一問一答でよろしくお願い致します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、暫時休憩を致します。

午前11時22分 休憩

午前11時27分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

議案第37号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） それでは、竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案書では41ページ、議案参考資料では35ページであります。配付しております。

資料で説明をさせていただきます。

まず、本案は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、小規模保育事業所と事業所内保育事業所の職員、設備に関する基準について規定を整備するものであります。

まず、改正の経緯であります。保育所等の待機児童という課題を解消するためには保育士の人材確保や多様な担い手の確保に対する対応が必要な状況であります。そのような状況において、保育の質を落とさずに保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに保育士の勤務環境の改善や就業継続支援につながることを目的として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして条例の一部を改正するものであります。

大きい2点目になりますが、基準省令改正の背景につきましては、職員の配置基準として平成27年1月30日の閣議決定において、保育士の数の算定について保育士または看護師に加え、准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができることとされたこと、2点目と致しまして、平成27年11月に保育士等確保対策検討会が開催され、保育の担い手確保に向けた緊急な取りまとめを受けて基準省令が改正され、保育士の配置について特例を設けることとされたこととあります。

(2)の方の設備の基準としましては、建築基準法施行令の改正を受け、改正条項を引用する基準省令が改正されたことによるものであります。

次、大きい3番になりますが、改正の内容につきましては、まず職員配置基準に係る内容と致しまして、1点目として、改正前は保育士または看護師を1人に限り保育士とみなすとされてはいますが、加えて准看護師も1人に限り保育士とみなすことができることとするものであります。

2点目と致しまして、朝夕等の保育士配置に係る特例として、改正前は年齢別の配置基準プラス1人以上の保育士で、保育士は最低2人必要とされてはいたしましたが、年齢別の配置基準の数が1となる時は保育士1人を子育て支援員研修を修了した者等をもってかえることができることとするものであります。

3点目と致しまして、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許を有する者を保育士とみなすことができることとするものであります。

4点目として、加配人員における保育士配置に係る特例として、1日につき8時間を超

えて開所する場合において、年齢別の配置基準で配置しなければならない保育士の数を超えて加配する場合は、子育て支援員研修を修了した者等を保育士とみなすことができることとするものであります。

ただし、上記の③及び④の特例を適用する場合における保育士の必要数は、保育士資格を有する者を3分の2以上置かなければならないものとするものであります。

(2)の方の設備基準に係る内容と致しましては、建築基準法施行令第123条第3項に規定する4階以上の階の避難用階段の構造要件に係る改正を受け、今までと同様の取り扱いとするため必要な規定を整備するものであります。

大きい4番、施行日につきましては公布の日、5番、根拠法令は児童福祉法第34条の16、6番、その他と致しましては、本市においては家庭的保育事業等の地域型保育事業は実施されてない状況であります。

竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては以上でございます。

委員長（高重洋介君）では、ただいま説明がありました議案第37号について質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いを致します。

松本委員。

委員（松本 進君）率直に質問したいのは、まず第一点、これは保育に関わる人とか設備の基準を緩和するわけですから、竹原市でせっぱ詰まってそういう必要性がどこにあるのかなど。確かに国はこのようにかえてきたというのはわかるんですけども、竹原市で本当にこういう必要性、緊急性っていうんか、緩和しなくてはならない、そういったところがあるのかなというんが一つと、それと2つ目は、今説明された中でびっくりしたのは、保育の質を落とさずというんがあったが、全国的にはそういう感覚じゃないんです。これは朝日新聞ですけども、これ6月11日の朝日新聞です。保育の質を自治体は懸念してますよと、これがやっぱり現場の声です。だから、それはさっき言った人と設備をかえるからです、人の基準を。だから、さっき言った必要性と同時に、例えばここでは人の配置というんが書いてますよね。だから、国の基準は1歳の保育の分で国の配置は6人に対して1人の保育士ですよと、しかし自治体によっては5人で1人だったり、新潟市は3人で1人配置してますよね。だから、それはいろんなこれまで積み上げてきた保育現場とか保護者の声なんかでいろいろやってきて、これはいけないと、詰め込みではいけないというんがいろいろ実って国はそういう1歳でいえばさっき言った数字ですけども、現場では3人、

4人、5人とかに対して1人がやっている。だから、これを壊すということになると一旦これ条例をつくれば、竹原市で実態に合うようにこれまで積み上げてきた保育の質を壊しかねないんじゃないかということ、私はそこを率直に聞いておきたいと。2点だけです。

委員長（高重洋介君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） まず1点目と致しまして、この改正の必要性についてでございますが、このもとの竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても国の基準に沿って本市の基準を設定したということ。これによりまして本市の提供する保育等のサービスについて一定の質の確保をできるものというふうにと考えると設定したものでございます。よりまして、今回の改正につきましても改正の背景と致しまして待機児童という状況、それを解決するために保育士の確保というふうな問題がある、課題があるということでございます。本市においては待機児童というものは現時点におきましてありませんし、この家庭的事業所等につきましても該当する事業所はございませんが、やはり今後におきまして開設された時を見据えて保育士の人材確保ということ、そういったものを一定程度要件を柔軟化することによって保育の質を落とさずに多様な担い手の確保に努めていきたいというふうな考え方でございます。

それと2点目でございますが、今まで本市の保育に関わる質、これを落としかねない、壊しかねないのではないかというふうなお話でございますが、具体的な中身を見てみますと、例えば先ほどの3点目、4点目、3点目につきましては幼稚園教諭、小学校教諭等という保育士と類似するような資格が要件ということでございます。

それと、4点目の加配人員につきましても年齢別の配置基準を超えた部分での配置ということでございますので、先ほど松本委員がおっしゃられたように年齢別の配置基準が低下するのではないかというふうなことではなしに、それを超えた加配ということでございますので、そういったことはないのではないかというふうに考えております。

以上です。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 本来ここのこういった規制緩和ができた、やらざるを得ないって国がつくったのは、大都会、広島なんかもあるでしょうけど、ああいう都会での待機児童への対策ということで、こういうことをやったら保育の質が低下するんじゃないかなという保護者の声は先ほど紹介したとおりです。それと同時に竹原市ではそういった対象保育所



というか、そういうところはないということも事実ですし、この資料にもあるように保育士不足、これが決定的などこでも言われていることであって、ここへの対策っていう、竹原市でできるかできないかは別として、国の方へ要望してもらいたいのは、保育士不足が一番決定的で、ここでの具体的な賃金とかいろんな条件が悪いから大変だったらやめていく人が多いしということがあって、この保育士不足は起こっているというのが明らかになっているわけじゃないですか。あと国なんかもどこまでやるかは別として、今こういう選挙を前にして出されているわけですから。だから、ここに力を入れていかないと、私が気になるのはこれを一旦竹原市で国に準じてつくって、今度は新しいとこなんかはこれが参考になるわけですから、条例が。だから、必ず保育の質の低下につながるということで、私は大変心配するということだけを今回指摘したい。

委員長（高重洋介君） 答弁はよろしいですか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 全国的な待機児童の問題に関して、朝日新聞の例を出しておっしゃっておられたことは松本委員の指摘するとおりですけれども、今提案の中にあつたように竹原市は該当しません。よく提起される問題が、例えば地方税法でもそうですけど、該当しない場合でも一応条例として国法の政令も含めて行政に関わる国法としての政省令の改正も含めて竹原市においても条例を制定しないといけないわけです。そののところを、かつてはそれをしなかったら違法かどうかというような議論も本会議で提起されたことがあるんですけど、そのところをもう少し行政的というか説明できるように研さんを積んでほしいと思うんですけど、この点については担当部長の方から答弁できるのであれば答弁願いたいと思うんですけど。

委員長（高重洋介君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） この条例につきましては、制定時での説明にもありましたとおり、子ども・子育て新制度の新たなスタートに伴いまして家庭的保育事業において、この基準等については市町村の条例で定めることというふうに位置付けられたものであります。この制度の背景につきましては、様々な保育の実態等踏まえて、今後子育て支援をトータルとして進めていくっていう観点の中で制度設計されたものというふうに認識しています。この制度基準につきましては、国の従来定めておりました基準を各市町村がどのよ

うに取り扱うかっていうことに関して、いわゆる従うべき基準と参酌すべき基準というふうな分類において各市町には裁量権を持たせたような形で制度設計をされております。

本市におきましては、条例の制定時にも御説明申し上げておりますけれども、本市内においてこの基準から大きく何がしかの制度設計を加えるというような考え方には至っていないということで、従来どおりの基準に準じてこのような形で条例を定めさせて頂いたということです。

今般の制度の見直し、課長が申し上げました保育の担い手確保という観点から国において基準の見直しが行われ、この各基準の改正に基づいてこれは全国的に参酌すべき基準ではありながら、一定には国の大きな流れに準じて規定を定めるべきものというふうに竹原市も判断を致しまして、今回条例案を提出させて頂いております。

いずれに致しましても、本市にこの該当事業はありませんけれども、今後事業が仮に手が挙げた場合、この基準が例えば改正をしてない基準において、これは不利益とまでは言いませんけれども、基準に準じて他市町ではできる事業ができないというようなこともこれは全国的な大きな流れの制度の一環ということですので、そのように我々としては位置付けるべきということで制度設計をさせて頂いておりますので、その辺を御理解を頂きたいと思っております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） つまるところは、例えばそういうふうな子育て支援とかという国の制度の一環として竹原市行政も担うべき役割があるわけ。そうすると、竹原市に該当しないからこれは条例を改正しませんということが出来るんかどうかというたらおそらくできないのだろうと思うんですけども、その点についてイエスかノーかをお願いします。

委員長（高重洋介君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 国の基準に準じてすべきかすべきでないかということについては、従うべき基準についてこれを無視することはできないと。ただ、参酌すべき基準についてそれは無視をするしないという観点ではなくて、総合的に考えて、または全国的な各市町の運用も踏まえて、これは竹原市として考えていかなきゃいけないということになると思います。

このたびの改正につきましては、全国的な大きな流れの中で制度設計されたもの、本市においても実態がない中でも先ほど申し上げましたような今後のことも踏まえまして制度としては位置付けるべきというふうに考えておりますので、そのように制定をさせていき

たいというふうに考えた次第でございます。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、その他の議案関連に移ります。

議案第39号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について順次説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、健康福祉課の方から補正予算の一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書では、歳出予算につきましては12ページ、債務負担行為につきましては4ページの方に掲載致しております。

説明につきましては、福祉部の補足説明資料に伴いまして説明をさせていただきますので、当補足説明資料の1ページをお開きください。

一番上の部分に歳出予算とその財源内訳ということで計上させて頂いております。民生費、社会福祉費、老人福祉費の委託料のうち、ふれあいステーションただのうみ分の指定管理委託料につきまして補正をするものでございます。概要につきましては、こちらの①の方でございますが、ふれあいステーションただのうみに係る指定管理委託料の増額補正という内容でございます。②に理由がございますけれども、忠海駅の駅舎業務の廃止に伴いとありますけれども、切符販売業務の委託に関する部分が主なものでございますが、それに係る施設そのものの施設の管理の体制を見直したことにより指定管理の委託料を増額するものであるという内容でございます。この施設の内容につきましては、鍵の開閉であるとか、清掃であるとか、そういった形で人件費に係る分というものでございます。補正額は、こちらにございますよう170万6,000円を増額させて頂くという内容でございます。

また、先ほども予算書の方で触れましたけれども、この増額に伴います債務負担行為につきまして平成29年、来年度から31年度までの3カ年間の限度額を555万1,000円と定め、追加提案させて頂いております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） それでは、議案第39号について質疑のある方は挙手にてお願い致します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、ここで暫時休憩をさせていただきます。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

順次行政報告をお願い致します。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、都市整備課の方から報告と致しまして都市計画マスタープランにおけるパブリックコメントについて説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料の2になりますけど、こちらをごらんください。

まず、本計画についてですが、平成26年度にワークショップや策定委員会等によって策定に取り組んでいる第3次都市計画マスタープランについて案がまとまったために内容等を広く公表し、市民等から意見を求めるためにパブリックコメントを実施するものでございます。

次に実施期間ですが、実施期間については明日から7月19日まで、対象者は市内に住所を有する者などで、閲覧場所は市役所の都市整備課、各支所、出張所で、市のホームページからも閲覧できます。

次に、意見等の提出方法ですが、2ページをごらんください。

こちらが所定の様式となっております、裏面の3ページに意見等を記入して頂き、期日の日までに提出して頂くこととしております。頂いた意見は、最終的な案を策定する際の参考とさせて頂くとともに、同じ趣旨の御意見を取りまとめて公表する予定としております。

次に、今後の予定でございますが、8月の中旬に第3回都市計画マスタープラン策定委員会を開催し、9月の中旬に都市計画審議会の勉強会を行いまして、11月の中旬に都市計画審議会の諮問をした後、年内の12月下旬に計画の策定をしまいたいというふうを考えております。

4ページをごらんください。

こちらの都市計画マスタープランの案の概要でございますが、A3の横となっております。全体構想として課題等を受けまして、都市計画づくりの目標と基本的な方針を定めております。右側には将来の都市構造で竹原地域が商業、業務、公益施設等が集積する本市

の拠点となることから拠点都市として位置付けており、地域の公共公益施設等が集積する生活サービス拠点となる吉名、大乘、忠海北部地域を地域拠点として位置付けまして、主要な道路網や交通基盤に沿って交通軸の都市軸を位置付け、各地域をつなげてネットワークを図ってまいりたいというふうに考えています。

裏面の5ページをごらんください。

地域別構想図はこちらでございますが、26年度に5地域に分かれましてワークショップを行いまして、各地域の皆様から頂いた意見をもとに各地域の特性を生かしたまちづくりに関する取組の方針を示したものでございます。

素案は143ページの冊子となっております、明日からパブコメを行います。

なお、パブコメの実施については7月の広報たけはらにも掲載する予定と致しております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） ただいまの行政報告に質疑のある方は挙手にてお願い致します。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） このマスタープランについては、ちょっと時間かけないといけない、今日のところは無理だと思うんで、一応報告を受けたというだけで、これの審議というか意見の集約等については、次回の閉会中の審査でも対応して頂くように委員長においてお取り計らい願いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） それでは、ほかにないようでしたら、ここで自由討議を行うため暫時休憩を致します。

午前11時52分 休憩

午前11時59分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

委員会での行政視察につきまして22日の第2回目の委員会で皆さんから研修項目、研修先、日程等をお聞きしたいと思いますので、それぞれ案を出して頂けるようよろしくお願いを致します。

なければ初回はこの程度にとどめ、次回は22日水曜日の10時から行いたいと思います。

御苦労さまでした。

午後0時00分 散会